

新井白石と復號問題

文學博士 三浦 周 行

である。

一

徳川家宣が征夷大將軍になつてから後、正徳元年に朝鮮の信使が始めて來朝することになつたに ついて新井白石が家宣の命を奉じて、彼我的外交文書に於ける我將軍の稱號を始め、種々の聘禮に關する儀註を立案して悉く採用實施さるゝに至つたことは、白石の一生の業績中最も華々しいものゝ一つであつて彼れは其功に依つて新に祿五百石を加へられて千石となつた。彼れに對する將軍の信任の厚きことが中外に知らるゝと共に其盛名の頓に揚つたのもこれが爲めであつた。斯くて朝鮮聘禮問題は實に彼れに取つての登龍門となつたのである。

實際に於て君臣水魚の交とは家宣と白石との間に於て少しの懸値なく言はれ得る言葉であつた。下にも説くが如く、白石が朝鮮信使の出發と同時に辭狀を上つた時に、家宣の親しく彼れを引見して慰諭したことは、彼れ自身其自叙傳たる折焚柴の記に感激の筆を留めて居るが、それは實に情意兼臻つたものである。家宣は日鮮兩國の交が彼我輕重強弱の係る重大事であるから、それら審議を盡くさせたが、其中白石の建議が最も家宣の意に合つて、悉くこれを採用し、それに對する信使の抗議をも排し來つたことを述べ、最後に復書の

忌諱問題について物論が沸騰した際に、世人に誤られて白石を掣肘するが如きことなきやう間部詮房を誡めたことを説いて、さては、「佛氏の説に、

一體分身とかいふなるは、我と彼白石をの事也

彼あやまちあらんは、即ちこれ我あやまちなり、

我また事をあやまらんには、彼あやまりともなりぬべし、されば我今いかにともいふ所なし」とい

ひ、又「都てこのたびの事ども、汝白石をの身ひ

とつの事とおもふべからず、皆これ我身の上の事

ぞかし、いかにおもふ所ありぬとも、我ためなり

とおもひて思ひとまるべし」といふに至つた。家

宣は若しも白石の致仕を許したならば、世人に家

宣自身白石の言に聽從した事を悔ゆるに至つた

と思はせて折角の彼れの功勞を滅却せしむるに至

らんことを恐れたのであつて、實に白石庇護の意

に外ならなかつた。彼れは餘りの辱なさに感涙に

咽んで引下ると間もなく加封の恩命にさへ接した

から、翻然として日頃の辭意を思ひ止り、一意報効を圖ることゝなつたのは本問題に取つて實に涙ぐましい程の一挿話である。

家宣が幕府創業以來の信使に對する饜應其他禮

節上の失態を認めて銳意改革を圖つて居た事、そ

れについては十二分に白石を信任して居た事、白

石が客館に於ける朝鮮信使との筆談に彼等を驚歎

させて「筆勢如流水、智辨如海」といはせたと聞いて

家宣の悦んだ事杯、何れも當時家宣の賓客とな

つて居た夫人熙子の父近衛基熙に對する家宣の直

話の中に窺はれる。(基熙公記)是等は亦一つとして

白石自身の告白を裏書する料とならぬものはない。

併し乍ら少くとも本問題に對して白石の斯程迄

啓沃の功を奏し、絶對的信任を博するに至つた光

榮の影に彼れの隠れたる苦心努力は亦充分にこれ

を看取せねばならぬ。是より先き徳川氏の始めて

朝鮮と通交した家康の頃は兵亂の後を承けて未だ

禮を講ずる邊もなく諸事簡易を旨とした爲め賓主の儀に闕くるどころがあり、其後に於ても時の當局が旨を承けて多少の損益するところがあつた丈で未だ一定の例式を定むるに至らなかつたのであるが、家宣の時は幕府の創立以來既に百年を經過して禮樂の興るべき秋に際會して居たから朝鮮禮聘の儀註を定めて永制とすべしとの旨を承けて白石は我幕府歴代の古法を支那の禮制に考へて定めたのであつて、其内容は大小各事項に互つて頗る詳密を極めたものであるが、大體對等の禮に基いて交隣の禮を正し、朝鮮信使の暴慢を矯めて無用の失費を省くを方針としたもので、將軍の稱號問題について白石と争つた雨森芳洲も、「思慮既精、處置適宜、正交隣之禮、省無名之費、使沿路臣民無所患苦、苟微執事、孰能及之、眞所謂仁人之言其利博哉者也」と頌辭を呈して居る程である。白石は此期間丈は特に進講を免されて専心調査に従事

することを許された。(白石先生年譜) 故に此新定の儀註こそは彼れが渾身の精力を傾注した結晶其者であると言つて宜しからう。

白石の朝鮮の制度文物に關する研鑽は博採旁搜頗る精微を極めたものである。此問題の解決後も彼れが尙ほこれに關して注意を閑却せなかつたことは、現に正徳二年正月九日彼れの知己詮房に贈つた書狀にも、白石が始めて南禪寺金地院に傳へた崇傳の國師日記を見た事を述べて、朝鮮に對しては寛永以前に將軍からの進物がなかつたことになつて居るのは近頃不審の事に存じて居たが、今此日記を見れば、進物の目録が載つて居り、其他にも乘輿御免には其朱印を下された事杯是迄聞きも及ばぬことの累見するは「扱々恐悅の至候」といつて居るのでも知れる。

白石の立案に成つた諸般の改革施設は吉宗將軍の時に至つて大抵は撤廢復舊された。朝鮮の聘禮

についても日本國大君の稱號を始めとして朝鮮信使の待遇等皆天和の舊に復したのである。而かも吉宗は尙ほ白石の長を捨てんとはせないで、白石が其當時老中に上つた假字文の來聘事略を見やうとしたが、早や紛失して所在不明となつて居たので、更に寫し取らせて殊號事略等と共に仔細に閲覽したことがある。白石の反對者なる林信篤の如きも後年白石の致置きし朝鮮の事は皆あしき譯でもなく、品に依つては捨て難い事もあると人に語つたといふことが兼山麗澤祕策に見えて居るが、恐らく事實であつたらう。

二

私は最近に近衛家文書の中より白石が時の攝政近衛家熙に贈つた書狀を見た。其中正徳元年十一月二十一日附のものに、朝鮮聘使一件について今度議定された禮儀が一事として異論なく事濟みと

なつたことを書いた後、某事は種々思ふところが御座るに依つて、去る十九日朝鮮信使の發程すると同時に、只今迄の御奉公を辭退の書附を差上げた、それには老病にて此後は御奉公を勤めぬ旨の誓紙を認めて支配衆迄提出すべき旨を書添へ、不日正式に辭狀を差上ぐべき心組であつたが、早速越前守即ち間部詮房から、縦ひ如何なる事があつても、自分より時機を見て内意を申聞ける迄は、公然誓詞を差上ぐることは見合せよとの内意を傳へられたから、當分時機に待つことゝしたといつて、

「まつさしあたりこれらの事に心のいさま無之候間右之事件(朝鮮聘禮等に關する事)委曲に書付不差上候、めでたく願ヒ相達し、身靜ニ心安ク罷成候而朝鮮聘使一件之事共委細ニ書付可獻上候、兼てハ又即日差上候書付之趣等をもうつし可差上候、功成名遂身退クミ申す事此時に被存、あはれノ、張子房がこまぐ、赤松子にしたがひて遊び候身に罷なり候ハ、それく近年之

うち有馬筋湯治の御暇をも中上候にて上京仕、今一度存命の内御目見へ仕たき私願のみに御座候已上、

と結んで居る。これを見ると、意志が強固で飽迄も自信を通さうとする鬼のニツクネームの持主たる白石にしては餘りに感傷的であつて、五十五歳の働き盛りの彼れが老病を口實に湯治三昧の自發的退隱とは聊か受取り兼ねる點もないではない。白石は正徳四年家宣の三周忌の佛事を終つた翌日致仕を乞うた。當時彼れは詮房に向つて去々年家宣薨去の時より既に思ひ定めたことであると答へたさうであるが實はそれより以前是歲にも斯く辭意を洩して居るのである。此事實は丁度白石の折焚柴の記に「いかにかくまで我國の恥ある事をしれる人なき世とはなりぬらん、古に世を避けし人もありしぞかし、又君子不終日といふ事こそあれとおもひしかば、けふよりして、出て仕ふる道は思ひとまりぬる事の由をしるして、信使のこゝを

たちし日の午の時の終りに、詮房朝臣につきて奉れり」とあるに吻合する。但前記の書狀には詮房が諭止したやうに見えて居るけれども本書には詮房自身は白石の申出に答ふる代りに只將軍御召の旨を傳へたから、白石は何事が起つたかと不安の胸を抱いて急ぎ登城した上、家宣よりの親諭に依つて辭意を思ひ止らせられたといつて居る。これに據れば、彼れは將軍の稱號問題を始めとして朝鮮禮聘に關する諸般の畫策について外間の非難を招いたこともないではなかつたが、就中最後に將軍の復書中朝鮮國王の祖先の諱を犯した文字のあつたことが信使の強便なる改訂要求を招き、一時事態頗る險惡となつた爲め、老中土屋政直の如きも白石に向つて其改訂を促すに至つた。（折焚柴の記に「世に申沙汰せし所は彼等信使を指す此事申かなへざらんには、大かたいきてはよも國に歸らじと思ふ氣色なり、さらば兩國の戦ちかきにありぬな

どいひのゝしる、此時に至ては、しかるべき人々も、某を諫めし事共もありける」といへるは政直の輩を指すものであらう。而かも政直の背後に、彼れと反目の間柄にあつた林信篤の黒い手の動きつゝあつたことが如何に彼れの神經を尖らせたであらう。此間にあつて彼れの畫策は皆實現されたとはいへ、「此時の事共、彼國の人よりも、なほ我國の人々のいひのゝしる事多かりつれ、されどさすがに上の御事申まゐらすべきにもあらねば、たゞひたすらに、我事をのみぞいふなる」といへる折焚柴の記の文を以て、前に引いた同書の「いかにかくまで我國の恥ある事をしれる人なき世とはなりぬらん」云々の文に参照したならば、隱忍に隱忍を重ねつゝあつた彼れの滿腹の不平がこゝに爆發して辭表を投出だすに至つた經路を辿るに充分であらう。

而かも白石は最も熱心に朝鮮問題に没頭した丈

に其自信も強く、寛永の大君號を非難して近衛家熙に贈つた書中に「寛永ノ比、腐儒輩國體ヲ不知候て妄説ヲ呈し、國王と申す事ハ、我天子に疑ひあり、大君の號にしくべからずと申事にて」云々といつて居り（別に儒生とも書いて居る）又宗氏の儒臣中で國王の稱號に異議のあつた事を「：事などを對馬國にありつるなま學匠等が知るにも及ばで、とありかくありといふ事によりて國人いのみ申すことばの聞えしかば」云々といつて居る。所謂なま學匠等の中には下に説く同窓の友雨森芳洲や殊號事略考正の著者松浦儀のあつたこと言ふ迄もなからう。（折焚柴の記には芳洲に對する人身攻撃の記事さへ見受ける）斯くて讀者は近衛基熙が儒士としての彼れの圭角を惜んだことに思當るであらう。

三

然るに是等の新制中、將軍の稱號に關する事について、は當時頗る物議を惹起し、彼れに對する非難も亦實に此一事に始つたのである。明君享保

錄に「これらの儀は皆々新井筑後といへるえせものありて申勸めまゐらせし處也」といつて居るのは、其最も猛烈な一例と看做すことが出來やう。

これ白石自身も認めて居ることであつて、折焚柴の記にも「……されど世の人々、我事を申す事の出來たりしは此事(朝鮮聘禮の事を指す)より始りければ、其事の主要をば、又こゝに記すなり」といつて自家の辨護に力めて居る。即ち白石に對する褒貶は何れも此朝鮮通交に於ける國書の稱號に關したのから始まるといつて宜しい。此問題は足利時代以來の古い歴史を有し、且つ我皇室に對する國民感情とも至大の關係を有つて居る。もとよりこれを以て此問題を取扱つた白石の全豹を窺ふことは出來ないにしても、白石の人物意見は其

努力を拂つたことの多大であつた丈と知することが出來やうと思はれる。これ余が本題の下に聊か其研究の一端を説かんとする所以である。

日本國王とは支那及び朝鮮の國書に我將軍を指していふところではあつたが、我將軍は足利氏以來義滿を除いては中心みづから國王と稱する事を欲しないで、明に對しては或る特殊の事情の下に己むを得ず王と稱して居たけれども、朝鮮に對しては單に日本國源某と書するを例とした。近世の初、徳川幕府が國交を開始することゝなつてからも、朝鮮の國書には「朝鮮國王李某奉書日本國王殿下」と書き、將軍の復書には「日本國源某奉復朝鮮國王殿下」と書いて居たのであるが、朝鮮では我國王と稱せないのを慊らす思つたのに對して宗義成の臣柳川調興等が彼れの意を迎へる爲めに私に日本國の下に王の字を補入して贈つたことが露れ、幕府にては林家に諮つて此國王の字に代は

るべき適當の文字として新に大君の稱號を用ゐることに定め、朝鮮と交渉して寛永十三年以來、彼れの國書には日本國王の代りに日本國大君といふ文字を用ゐることに同意させ、爾來其實行を見來つたのである。

然るに白石の意見に依つて、正徳元年から大君の稱號を止めて國王と稱することに改め、嘗に朝鮮の國書に日本國王と書かせるばかりでなく、我復書にも亦日本國王と書く事になつたのである。

これを復號と稱したのは、昔に復るの意味ではあるがそこに語弊がある。朝鮮の國書に日本國王と書くは兎に角、我將軍がみづから日本國王と稱するは決して復號でなかつたからである。

今白石の意見の要點を擧ぐると、大君の稱號には二つの不適當な意味が含まれる。一つは大君の文字は支那にあつては始めて周易に見えて古來天子の意味に解されて居る上に、説文にも皇は君也

大也、三皇は大君なりとも見えて居るから、此場合の大君は即ち我天皇に相當する、將軍がみづから日本の天皇と稱せらるゝは失態である、二つには大君は又朝鮮にあつては國王の庶子なる王子の嫡子に授けらるゝ稱號であることは經國大典、政事撮要杯にも見えて居る通りである、日本の將軍が朝鮮國王の臣子たる庶孫の號を用ゐることも亦一大失態である、これに反して、朝鮮はもとより支那に於ても、我天皇をば日本天皇と稱し奉り、鎌倉京都の將軍をば日本國王と稱し來つて居る上に、皇といひ王といひ、大小の字義が同一でなく、皇には天を係け、王には國を係けて呼ぶのは恰も天と地との、位を易へられぬが如く、上下の名分が正に相分れて居るのであるから、みづから日本國王と稱しても、天皇に對して何の嫌疑に涉ることがあらうといふのである。もとよりこれ以外にも論點はないではないが、それらは寧ろ枝葉の間

題であると思はれるから、後に譲ることゝしやう。

白石の立論に對する反對意見に向つては、白石自身も其殊號事略や朝鮮國信書の式の事、國書復號記事中にこれを反駁して居る。實際是等の中には往々學術上何等の價値もない感情論もあつたがそれらは姑く措いて、中には傾聽すべき有力の非難もないではない。就中白石とは木下順庵の同門で、其身は朝鮮交通の衝に當つて居た宗氏に仕へて、これに關する事務をも取扱つて居た雨森芳洲の反對意見は其櫛窓文集に載つて居る三月十四日附の漢文の書は比較的簡潔であるけれども、彼れの家には傳はつて居る、それに副へた和文は、委曲を悉くして頗る觀るべきものがある。故にそれらを參酌して、これから肯定及び否定の論據を列舉して見やう。

四

白石の稱號復舊意見は前に擧げた如く大體二段に分れる。先づ第一段としては寛永十三年以來の日本國大君の稱號が不當であるといふこと、第二段としては日本國王のそれが最も適當であるといふこと即ち是である。

第一段に對して雨森芳洲は、大君の號の穩かならぬことはこれを認めるが、併しこれは時代に依つて其意義に變化があるものと見て居る。即ち易にあつては正しく至尊の名であるけれども、朝鮮では嫡王子の稱となり、後世では侯伯をも大君といひ、或は人の父をも尊大君とも稱する、而して我國にあつては諸侯の長といふ意味に於て大君の稱號を用ゐたものであらう、何れにしても、日本國王の號は上を憚らるゝ譯合もあつたから、特に此號を始められたものであつて、上を犯すの稱でないばかりか、却て恭順の意を表したものであらう、且つ朝鮮の書辭を見れば、大君と改つた後でも朝

鮮國王より一等上つた天子とも看做さねば、又一等下つた嫡王子とも看做さないで、其書辭は従前通り隣好敵禮の格即ち對等の禮を以てして居るのであるから、我れに取つては何等の恥辱ともならぬのである、それにも拘らず大君の稱號が我國の恥辱であるとか、又は上を憚るべき義であるといふのは、一偏ニ日本國王ト御書載被成候様ニ被仰上度思召より起りたる飾托勸勉之御言葉と奉存候」と極言して居るのである。これに對しては白石は飽迄も前説を繰返す丈であつて別段反駁するところがなかつた。

第二段の日本國王の稱號の可否についての白石の議論の骨子は大體前に述べた通りではあるけれども、反對説が出でるに及んで種々の論點より自説の辨護と、反對説の駁撃とに全力を傾けて居り中には往々強辯に墮したもののさへあるは勢ひ免れなかつたところであらう。

此問題については、肯定説と否定説とは正に根本から相違した正反對の見地に立つて居るのであつて、到底妥協の餘地はないのである。即ち一方は天皇に對して國王といふ稱號の區別に、名分の別を認め、他方は國王の稱號それ自身が天皇に對する僭上なりとしてこれを責むるのであるからである。

日本國王に對する白石の意見は大體歴史的と理論的に分つことが出来る。歴史的には、鎌倉以來霸王が起つて天皇と國王との稱が分れ、朝鮮及び支那の書に於て我天子の御事をば日本天皇と稱し奉り、將軍の事をば日本國王と稱して居るものが少くない、徳川氏に至つてからも、朝鮮から日本國王に奉ると題して來た書を受けてこれに答へて居る、これ我れも亦王たるを認めたのである、王と稱すると否とは格別の相違でない、元來徳川氏が朝鮮に和を講じた時に、兩國の王が信を通じ

好みを結ぶことを約したのにも拘らず、慶長十二年の我國書に王の字が見えなかつたから、朝鮮の君臣がこれを争つた譯で、彼朝鮮から其國書に日本國殿下のみ題して來、將軍も亦日本國源某と稱し來つた足利時代とはおのづから其事情を異にして居るといつて、寧ろ私に王號を補入したことを至當とする語氣を洩らして居る。國書復讐記事に「美曰、祖宗之世、二國之書、一皆稱王、只我回書雖孫詐爲然、於其體式實得之矣」といつて居るのは即ちそれである。

次に理論上よりいへば、天皇に對して我將軍は霸王であるから、國王と稱するは妨げない。天皇と國王とは天地の位に易へざるが如く、上下の名分が相分れて居る、唯我國に於て封王の事がなかに拘らず、みづから推して王と稱するは穩かでないといへば昔三韓の諸國が我國に臣屬して居た時に何れも王と稱して居たのは必ずしも我封爵を

受けてから後に其國の王と稱したとも見えぬ、これについては別に「朝鮮國信書の式の事」に於て白石は新小國王と雖ども我の封爵を受けぬことはなかつたから我國に是等封王の例がなかつたとは言はれぬと前後矛盾した意見を述べて居る。封王の事のあつたのは足利義滿丈であつて、其他の將軍は冊封のなかつたに拘らず國王と稱して居たのである、我皇室制度では天皇の兄弟皇子皆親王とし、其餘は皆諸王とするが、當時は親王ですらも三公の上に置かれぬ、矧して諸王に至つては申すに及ばぬことである、然らば外國が悉く皆日本國王と稱するに對してみづから王と稱することが何んで僭上とならう、反對論者は日本國武藏王とか日本國關東王とかいへば我國の諸侯王と知れるも天皇の如く日本を冠して日本國王といふは國內無上の尊稱であるといつて非難するが、支那にも周王周公と、君臣共に國號を同じうした例もあるか

ら差支はないといつて居る。

これに對して否定論者は主として名分上より皇帝、天子又は王杯は大君と違つて何れも一定の意義しかない稱號である、皇室が衰へられて將軍が兵權を掌り國主の實を備へては居たけれども、未だ公然としてみづから王號を稱せないのは恭順の義を守つて居たからである、縦ひ朝鮮國王の書に日本國王の號を稱して居つても、我れみづから王と稱せないのは、尙ほ多少の恕すべき點があらう、足利氏の時すら彼れの國書には單に日本國殿下と書き、我れは日本國源某と書いたではないか、且つ國王といひ大君といふも共に彼れの稱するところ、我れにあつては古來只日本國源某といつて居る丈で、毫も恭順を失はなかつた事が隱然として書法の上に見はれて居る、然るに一舉してこれを棄て、みづから國王と稱するは大臣の官階は朝命を受け、王爵の稱は自身に定むるものであつて

專横である、前日日本國姓某と稱した時も、彼れの奉承はこれが爲めに少しも減せねば、今日日本國王と稱するも、彼れの恭敬は少しも加ふることがない、大臣の冠を戴き、國王の名を冒して何んの得るところがあらう、善隣國寶記に外國が我國の將相を王となすは推尊の義であつて、必ずしも厭はずといつて居るが、王にあらざるものを王を以て稱するは商賈を士大夫と稱し、婦女を丈夫と稱すると同じく、予へるものも受くるものも皆不智である、何の推尊の光榮があらうか、併し同書には明への表文にみづから王と稱するはこれ彼國の封を用ゐるものであつて宜しくないと論じて居る、同書の著者たる浮屠の徒(周鳳瑞溪)すら是程の事に氣が付くのに、白石がこれに注意せないのは怪しむべきであるといつて非難して居る。

五

以上の肯定否定の兩説を冷靜に考察するならば先づ白石の國王説は由來霸王論から出發して、霸王たる將軍を國王と稱するは至當なりとする見地に基いて居る。此點に於て大君の稱を以て不適當なりとするものである。然るにこれに對して反對論者の天皇に對する僭上の非難攻撃が盛んに起つた。實際支那に於ては夏殷周の世に天子は王といひ漢以來王は君長の通稱となつたこと、白石も亦みづから認めるどころであつて、(國書復號紀事)彼れ自身「王號の如きは(中略)異朝にしては、古も今も相通じて貴しとする所」といつて居る。(朝鮮國信書の式の事)これは否定論に取つて有力なる論據となつて居る事であつて、遺の白石も深く惱まされたのである。天皇と國王とを天地の別に擬した説もこれから思付かれたものであらうが、白石の一家言としてならば兎も角、一般には不遁の論である。尤も支那に於ても帝王の外、封爵の王

諸侯(霸王)自立の王もあつて、其間等差はあつたとしても、彼れには夫々固有の意義歴史があつて、我將軍に適合せざること否むべきでない。そこに多少の類似點を認めて、外國で日本國王と稱するものがあるは其隨意とするも、(足利幕府以後朝鮮に對しては日本國王と稱する事を拒んだ)我れより進んで王と稱するは穩當を缺いて居る。彼れは更に我國に於ては支那の如く封王の事實のなきに窮して、成程外國では王號を重く取扱つて居るけれども、我國では、此王號はさのみ貴ぶべき事でないといふ論法を考へた。即ち皇親親王と雖ども現任大臣の上に立たれる事が出來ぬ位であるから、矧して其餘の諸王は云ふにも及ばぬ事であるといふのがそれである。而かもこれは彼慶長二十年七月に家康が秀忠及び二條昭實と連名で發布した禁中並公家中諸法度に親王の座次を定めて親王が在官の三公よりも下たることを規定したの

を指すのである。此親王座次の制は、一見家康の手盛と見ゆるけれども、實は支那の古制を模倣したものであつた。魏徵が唐の太宗に答へた語にも自古迄今、親王班次三公之下」とあるがそれである。若しもこれに依つて親王が貴ぶべきでないとするならば、敢て我國ばかりといはず、支那とても亦同様であると謂はねばなるまい。且つ支那には王族以外庶姓功臣に對しても封爵のことがあるが、我國にはそれがない。故に名稱は同じ王でも此皇族の諸王と、日本國王の王とが、決して同一でないことは何人も氣付くべきことである。是を以て我國に於ては王は左迄貴ぶべきものでないから將軍が外國に對して日本國王と稱しても咎むべきことでないといふのは餘りに見え透いた論法であるまいか。

我國に於て若し將軍(前將軍をも含む)のみづから日本國王と稱することが責むべきことでないなら

らば、古來幾多の實例があつて、何人もこれを怪まなかつたであらうが、史實はこれを裏切つて居る。

我國の將軍(前將軍)のみづから日本國王と稱したのは足利義滿であるが、彼れも應永八年に始めて明に贈つた書には、日本准三后源道義上書大明皇帝陛下と書き出したやうである。然るに明は支那の諸外國を屬國扱にする傳統的外交方針の下に義滿に贈つた國書には日本國王源道義と書し、大統曆を班つて彼れの正朔を奉せしめた。義滿も爾來其書にはみづから日本國王源道義と書して明の年號を用ゐて居る。言ふ迄もなくこれは明に對して屬國の禮を執つたものであつて我國史上一大汚點を印したものととして古來識者の非難を免れないところである。

併し乍ら彼れ義滿は自身の東大寺に於ける受戒を法皇御受戒の儀に准じ、延曆寺に詣でるにも御

幸に准じ、又夫人日野康子を國母に准じて諸卿に禮拜を行はせて居るところを態明使に觀覽させて得意がつて居た杯目に餘る僭上の行爲が多く、薨去後は太上天皇の尊號を贈られ、明からも恭獻と諡さるゝに至つた程であつて（前者は義持がこれを辭退したが）名分上の大罪惡を犯して居るのであるから、みづから日本國王と稱した事の如きも、彼れにあつては寧ろ尋常茶飯事であつたらう。

然るに義滿の屈辱的外交は當時幕府にあつても異議があつたものと見えて、管領斯波義將の如きは、義滿の明使に接することの禮に過ぎたのを諫めたといはれる。故に義滿の薨去後、義持は明との外交を絶つて仕舞つたが、當時彼れの明に贈つた書には、我國は開關以來何事も皆神意を聽き、神明の許さぬことは何事も雖ごも敢てみづから施行せざるを例として居るに拘らず、我先君が猥に外國と交通を開いた爲めに、自後神人の和を闕き

先君も亦薨するに至つたが、死に臨んで諸神に誓つて永く外國との通問を絶つたといふことや、先君の病に罹つた時に卜つて見て諸神の祟であると知れた、當時神が人に託していふには、我國は古より外國に向つて臣と稱したことはない、然るに此頃前聖王の政策を變じて外國の曆を受け、日本國王の印を受けたのが、病を招いた所以であるといはれたから、先君は大に懼れて自後外國の使命を受けぬことを明神に誓ひ、又固く子孫を戒めてこれを守らせたといふことが見えて居る。果して然れば義滿自身生前に於て自家の失態を悔い改めたものと謂ふべきであるが、實は義持が其外交斷絶の理由を義滿に託したもので「日本は神國なり」この我國民自覺の擡頭に依つて外交方針を還原せしめんとしたものに外ならぬであらう。其義持が朝鮮に贈つた書を見れば、日本國源義持若しくは日本國道詮と書いて日本國王とは書かなかつたの

みならず、朝鮮からも日本國殿下と書いて日本國王殿下とは書いて居らぬ。これ我「王」の字を憚るところから兩國の間に諒解を経て此奇態なる外交文書の慣例を作つたものに相違ない。(朝鮮世宗實錄には「義持父道義、帝嘗封爲王、義持不用命、自稱征夷大將軍、而國人則謂之御所、故其書只曰日本國源義持無王字」といつて居るが、此説は義持には適應するけれども、義教以下の明に對して日本國王と稱し乍ら、朝鮮に對して王號を稱せぬものには當らない)

其後義教に至つて明との外交を復してから其書には日本國臣源義教と書き、彼れの年號を載せて居ること杯、大體に於て義滿の時の復舊であつたが、それでもみづから日本國王と稱する事は憚つた。又明の年號を用ゐることも義教の本意でなかつたのを、中間に事を執るものが、私に其意を矯めて明の年號を用ゐたとの事である。後に明の使

が來朝した場合にも、義教は悉く義滿の先例に従ふことを欲しなかつた。將軍が明使を引見して其國書を受取る場合に將軍は階下に降つて燒香三拜した後跪いてこれを讀む慣例になつて居たが、これに對しても當局の間に非難を免れなかつたやうで、義教の顧問に備つた三寶院滿濟の如きは、義滿以來、明は我れを以て日本國王なりと信じ、我れに贈る印文にも「日本國王之印」と刻して居るから、我將軍にして若し外國の國書を拜せば、明使をして、彼れの冊封を受けた日本國王であるとの觀念を深くさせ、神慮も測り難いといつて全廢の硬論を主張したが、明使の抗議に逢つて、滿濟も遂に我れは明帝冊封の日本國王ではないけれども外國の國書を受けた場合に、我大臣以下として燒香二拜迄は相當の禮であつて神慮に觸るゝ恐れもあるまいと折れて出た。滿濟准后日記永享六年六月三日條に、先日天書御拜、神慮可爲何様哉之由

申入候事ハ唐朝皇帝意得ハ鹿苑院殿以來偏日本王ニテ御座候ト深存申歟、仍自唐朝進印ニモ日本國王之印トアリ付進置候間、然者御拜御斟酌尤珍重申了、只今就此御尋廻愚案處、此方上意曾以非其義候歟、自異朝候天書候者、日本大臣以下燒香二拜ハ有限禮儀候歟、根本御禮不相違候上者、神慮可有何事哉之由存候間、若可有御拜歟不可有苦之由存候」云々と見えるがそれである。結局其時から將軍は階下に降つて燒香二拜をなすことに改まつて義滿の時よりは一拜丈の節約に落着した。次に日本國王と稱することは前回は止めたが、是時の復書には義教は義滿の開いた先例を破るは義滿の失態を外國に暴露するに似て面白くないから、當分日本國王として遣したがよからうと思ふといつて滿濟等に附議した。滿濟も將軍は執政であつて、彼れの霸王たること言ふ迄もないから、王の字を用ゐるは憚あるまい、寧ろ國主の主の字こそ

聊か憚りがあらうといつて、義教の意見に賛成した。次に年號については、義教は日本の年號を用ゐたいといつたが、滿濟は今回に限つてさうすれば、明では前後の相違に不審を抱くであらうから姑く明の年號を用ゐて、明に對しては日本は神國であつて明に従ふは不可能であるから、自後其年號を用ゐることは止めるとの豫告を發したがよからうといつた。此くの如く我明に對する外交方針は寔に不徹底ではあつたが、これは畢竟外交の假面を被つて莫大の利益を收める爲め明の歡心を失はざらんとした我傳統的弱點の反映であつた。而かも我將軍は決して明の冊封を受けた日本國王ではない、換言すれば、明の屬國と違つて、立派な獨立國であるとの明確なる意志を有つて居たことは明らかにこれを看取することが出来る。故に朝鮮に對しては義教の如きすらも依然として日本國源義教で通して居り、朝鮮の國書にも亦日本國殿

下と書いて居るのである。其後の將軍亦同様であつた。

足利時代の高麗は我海賊の侵入を防遏する爲め我れとの交通を望んだものであるが、徳川氏に至つてからは、朝鮮の好まざる國交回復を強ふるに熱中したことが彼我の關係に於て前後多大の懸隔を生せしめたことを忘れてはならぬ。されば幕府から其の使命を託されて中間に事を執つたものが其目的に添ふべく手段を選ばなかつた形跡もあつた。我將軍の復書に關する祕密の經緯も、朝鮮信使の待遇過當も皆此事情の生んだ畸形兒と看做すべきであつた。而かも朝鮮の我れを稱して日本國王といつたに拘らず、我れは飽迄も足利將軍の先蹤に倣つて日本國源某と書し王字を避けるの方針に出でたのは掩ふべからざる事實であつて、中間旨を矯めて日本國王と書いたことが暴露してからこれに代へるべき適當の文字として大君の稱號が

選ばれたのである。然るに大君の號の當否は姑く措いて今更みづから日本國王と稱せんとするが如きは少くとも多年の外交歴史と國民的感情を無視せんとしたものと謂はざるを得まい。

六

我將軍が霸王として日本國王と稱するを至當とする白石の説には、滿濟の如き知己もないではなかつたが、多數は天皇に對してこれを憚るべきであるとし、明に對しては日本國王といつた足利將軍も、朝鮮にはこれを稱せず、又稱させもせなかつたのは何故であつたらう。實際昔は我國に於ても天皇の御事を「王様」と申上げて居た。秀吉が象戲の駒の王將の名を改めて大將と致したいと願出でた事の如き些細な事ではあるが、王の名を憚るべしとの思想が我國民の腦裡を支配して居た一端を窺はれやう。

白石の言ふが如く眞に王が我國に於て軽いものであるならば、古來斯く迄に諱むべき道理はなさうなものである。故に白石の大君號の非難は實に堂々たるものであるが、これに反して日本國王の主張は頗る窮して氣の毒な程論旨が支離滅裂である。將軍が其國に於て王といはずして外國に對して王と稱するを非難した説に對して、それは支那にも例のあることである、海東諸國記に日本國王が其國中には敢て王と稱せずして只御所と稱すとあるを見ても、國王は外辭で、御所は内辭である事は朝鮮にも既に知られて居るといつて居るかと思れば、又古來我國中にて王號を賜はつた例はないが、新羅、百濟、高麗等の小國の王は我封爵を受けたものであるといひ、(朝鮮國信使の式の事)さうかと思へば、「これらの國王、必本朝の封爵を受けて後に其國に王と稱せしとも見えず」といつて(其前説を打消して居る。(殊號事略)而して又將軍

みづから日本國王と稱したのは義滿の時から始まるのであるが、是時には勅裁を仰いだとも見えぬ、王號は我朝家に憚られ來つたことで、足利代々の將軍や秀吉の時の如く、私に其號を用ひ難き事情があるならば、此事を詳かに奏聞して、從來の先例の如く外國に對して王號を稱するとも、將た他の嘉號を賜はつて改め稱するとも宜しく勅裁を仰がるべきであらうともいつて居れば、(朝鮮國信書の式の事)更に國書復讐紀事に至つては支那に於て皇帝封王(諸侯)の別があるけれども、我國に封王の例なきを認めて「方今翼戴天子、綏靜諸侯、雖由此假王以交隣國、亦是所以張我皇室、鎮撫方外也」といひ其熱心に主張する將軍の日本國王をば假王と貶して居る。是に於て將軍の彼れの霸王に相當するといふ論據も怪しくなり、日本國王の稱號を固執すべき理由も薄らいで來たやうである。就中勅裁を仰いで適當の稱號を定めんとするの一

事は頗る穩健の説であるが遂に其實現を見るに至らなかつたのみならず彼れは却て其一臂の勞に依つて國王の號を復したことを得意として居たのである。(下に引く家熙に贈つた書狀)

斯くて白石は所謂復號問題について凱歌を奏したが容易ならざる惡戰苦闘の賜物であつた。彼れはそれが爲めに極度の疲勞を感ずると共に勝利の悲哀を思ひ切り體驗したであらう。斯く觀じてこそ彼れ自身折焚柴の記に「復號の事こそ第一の難事なりつれ」との歎聲を發した意味も又其使命を果すと同時に辭意を洩らした眞意もまざらんと窺はれて共鳴さるゝのである。されば議論は兎に角其獻身的努力に對してはもとより同情を惜むべきでない。而かも白石が初めから日本國王の稱號を主張して已まなかつたのは、其臣事しつゝあつた將軍を大にして名實共に彼國王と對等ならしめる爲めに支那に於て貴しとする國王の號を稱せし

めんとしたものに外ならぬ。それは白石が「朝鮮國信書の式の事」に於て「凡の事、我是を貴しとすといへ共、彼貴しとせず、彼是を貴しとすといへ共、我又其貴き事を知らず、若彼が貴ばざる所をしめして我を貴ばしめむ事をおもふがごときは其事是を達せりとはいふべからず、必彼をして我を貴む事を知らしめむには、彼に示すに、その貴ぶ所を以てするにはしくべからず」といつて義滿

が最初明の天子に贈つた書に書いた准三后は我國にしては此上もなく貴い事ではあるが、外國では貴いとも思はぬから日本國王に封じたのである。徳川氏の征夷大將軍も朝鮮では貴いともせなかつたこと彼准三后の如きであるから外國に示して彼れをして貴むところを貴ませられるには彼れの貴むに任せて王爵を稱せらるゝに如くはないと高調して居る。彼れは又殊號事略に於て明が秀吉を日本國王に封じた時、日本には別に山城の君の王(天

皇を指し奉る)があつて天正の曆も行はれて居るから秀吉を日本國王に封せられたならば山城の君を何れの地に置くべきやとの議があつて遂に山城の君に順化王なる號を擬し秀吉を日本國王に對した事實のあることを述べ、慶長十二年の我國書に王の字を除いた事を以て我國が未だ統一せぬやに見たこともある、矧して天皇の爲めに王號を立てられることもならば朝鮮の君臣は日本國の小王と舊好を修することが出来ぬと申出でるであらうと氣遣つて居る。白石の眞意は實にこゝにあつたらうと思はれる。彼れが他の我信使に對する聘禮の厚きに過ぎたるを抑へたのも畢竟失墜された將軍の威嚴を高めるに方めたものであつて動機は一つであつたと見るべきであらう。

白石はもとより名分に暗い人ではなかつたが、要するに漢學者であつて、將軍は彼れの霸王であり霸王の國王と稱するは當然であるといふことが

先入主となつて居た爲めに臣下の王號を呪ふの觀念が他人に比して稍薄かつたかの憾みがないではなく且つ漢學者に免れない事大思想は白石の如き大家の腦裡からも尙ほ充分に拂拭し盡くされなかつた。例へば支那の歷朝を指して實朝といひ「大元大明の天子我國代々の將軍家に贈り給ひし詔勅皆々日本國王をもて稱せられ、日本國王の冊封ありし事も兩度に及びき」(朝鮮國信書の式の事)といつたり、「鹿苑院の公方、大明の冊封を受られしをも、心ありし人は日本の恥辱なりとは申き、猶是は異朝の天子の封爵とも申べし今に至り異朝屬國の僞官(大君を指す)をうけ稱し給ふにおいては、日本は異朝陪臣の國のごとくとも申べし」(殊號事略)ともいつて明の天子の日本國王の冊封を如何にも事もなげに取扱ひ、明の天子の封爵ならばよいが、明の屬國の官を受くるはよくないと云ふが如き語氣を洩らして居る。正徳元年十月の朝

鮮信使に對する教諭の文は白石の筆であるが、其文中には「方其大祖大王開國、始通問前代恭獻王、蓋修高麗氏舊好也」と書かれて居る。此恭獻王とは前にも述べた通り義滿に對して明帝の贈つた謚號であるが、此くの如き文字を態朝鮮使節に示す文章の中に採録して怪まなかつたところを見ても、白石の所謂大明の天子の封爵に對する重大なる結果について割合無關心であつたことを示すものであるまいか。

併し不徹底は肯定否定の兩論者の共に免れぬところであつた。既に將軍が天皇の臣下であるとしたならば、外國の國王と對等の禮を以て交はるべき資格はない筈であるにも拘らず、兩論者共にこれが繼續を望んで居るのは不合理と謂はねばならぬ。殊に否定論者たる雨森芳洲の如きは下文に説くが如く足利時代の將軍が其書辭を日本國王の格に認めさせたことを以て王室衰替の第二變なりと

慷慨して居り乍ら、何故これに向つて大斧鉞を加へやうとはせなかつたか。それどころか彼は今更これを申立て、は關係國互に自家過去の恥辱不明を顯すことになるから、「双方共ニ此一段ハ沙汰なしニ致申候外ハ無之候」といつて居る。即ち有耶無耶の裡に葬り去るの外はないといふのである。これ亦白石に對する堂々の論陣に似合はしからぬ曖昧模稜の態度と謂ふべきである。純理論よりいへば彼國王と我將軍との間の對等の外交を中止するのが先決問題であつた。足利義滿の如きも初めは（明徳三年）高麗國門下府諸相國の書に對してすら、「我國將臣自古無強外通問之事、以是不克直答」といはせて通信を謝絶したことがある。併し今更それを學ぶことを彼等に望むのは餘りに兩論者の環境を無視した見方であらう。次に交通を續けるにしても、日本國王にもせよ日本國大君にもせよ、其實稱にあらざる外國の文字を用

ゐるところに無理を生ずるのであつて、將軍の譯語としては何れも不適當を免れないのである。足利時代の將軍の如く王の字を省いても外交文書の内容が同等であることは尙ほ問題として殘さるべきであらう。

七

さり乍ら白石に對する反對論者は白石に尊王心がなかつたものゝ如くに看做し、さては白石が近衛基熙等と共に公家の故實を取り容るゝに熱中した事を聯想して、白石の意は將軍を天皇の如くにするにあつたと解したものがあつた。濃厚なる雨森芳洲其人すら頼朝が諸國の地頭職を兼ねたのが王室衰替の第一變で足利將軍の時日本國源某と稱し乍ら佛徒が其書辭を日本國王の格に認めたのが王室衰替の第二變で、此度みづから日本國王と稱せられるのは王室衰替の第三變であると迄に極言し

「老先生(木下順庵)尊王之言今猶在耳候故、一ハ老先生之遺意を追候與存じ、一ハ同窓之御好を存し、且は國家ニ對し螻蟻之微忠ニても可有之與存候ニ付鄙拙之文字ニ候得共別紙ニ書附、獻送耳之言候」といつて聲涙並下るの概がある。

白石が反對論者から是等の非難を受くべき弱點は具はつて居たので全然これを打消すべきでない。併し乍らそれには尙ほ多少辨護の餘地があると思ふ。試みに其一二を擧げて見やう。彼等の中には或は白石が家宣の將軍となつたことを「御代をしらせ給ふ」杯と書いて居る言葉尻を責めるものもあるけれども、それらは根が漢學者である白石に對して餘りに深く咎むべきではなからう。但基熙公記正徳元年十一月一日條に左の一項がある。

一箇二帷黄鳳風ヲ經ケンノ一盤被設大樹御座、是去年新井筑後守於京都談合攝政云々、兩所被掛壁代、紫紐以胡粉出鳥如朝廷、同攝政談合云々、悅給旨先日大樹被命之了。

單にこれ丈の記事を讀めば、反對論者に有力なる口實を與ふるものと解さるゝも是非ない次第であらう。併しこれは將軍の信使引見についての晴れの儀式に於て白石が前に説いたと同一の意味から

將軍の威嚴を保たせんとの用意に出でたもので、もとよりすべての點に高貴の眞似をしやう抔との不純な動機からではなく、無位無官の家臣の爲めに當日丈六位の袍を着けさせたのと同じ精神に出でたものと見るべきであらう。(これも白石は當日六位を置きたい意見であつたのを基熙の注意で斯く定つたのである)斯くと見て、朝鮮の信使も亦自國に於ては大禮の行はるゝ場合の外着用せぬ金冠衣裳を取出して始めてこれを着けた。基熙公記に「高敬國王之故、別而着之云々、毎度無此事、今度始云々」と見える通りであるとするれば、白石の目的は正に達せられたのである。彼明の冕服を着け明の輿に乗つて明人に昇がせたり、公卿の其

夫人に拜禮を行ふところを明使に示して得意を催して居た義滿に比べては、纏綱縁の疊の上にをさまつて悅に入つた家宣は未だしも罪が軽いといへやう。

これについても、私は最近に近衛家文書の中から發見した正徳元年七月十六日に白石が家熙に贈つた書狀を引用することを禁じ得ない。それには朝鮮の信使が寛永十三年以來の例の如く大君の號を題した信書を帶び來つて東萊府に至つた時に、朝鮮では宗氏より申立てた復號の請求を容れて、古例の如くに其信書を書改め直に吏曹佐郎某に命じて信使を逐はせて六月十八日東萊に至り、改めて其書改めた信書を交付した事等についての宗氏の報告に接した事。天朝は隋唐以來日出日沒東西の天子と稱し其後武家勃興しても天皇と國王との名分は天壤の位定りたるが如くであるのに、寛永の頃、腐儒が國王は天子に疑があるといつて大君

の號を用ゐた事、大君が天子の別號であるならば
 武家は即ち我國の天子であつて、我天皇を國王と
 下し稱してよい事かといひ、今回これを改めたの
 は

もし改メ候ハぬニおゐてハ此國彼國百萬ノ生靈ヲ塗炭
 にマミルにて可有之歟、尤以大切之事ニ候故、某及は
 さる愚策を千里ノ外にめくらし、公儀よりハ一事の仰
 出しもなく、たゞ某が一臂を揮ひ候までにて、外國を
 引動かし、やすらかに武家ノ舊號を用ひさせ候事ハ武
 家すでに國王の號ヲ復され候上ハ、我天皇の尊號自ら
 もミのこまくにわたらせ給ふ御事ニ候へは、日出處の
 日の光しはらく蝕し候ひし、今日ニ及び、又明ら
 かに光を増され候ミも申すべく候歟、しからは某此度
 微功はひこり武家の御ためニもあらず、天朝の御ため
 にもあしかるべき御事ミは申すましく候歟、いかゞ可
 有之歟、此事すこしも早く達台聽候やうニ草々言上
 如件、

と結んで居る。又前に引いた十一月十一日の白

石の書狀にも「某三使へ度々對面之節、我天朝の
 天統ハ實朝のとく人を以て天に繼ぎ姓を易候て代
 り立つことくにはなく、眞の天子にて候子細、三代
 の禮樂のこときも本朝には猶傳り候證據等委曲に
 物かたり仕候處に、ことの外の敬服にて、其場々
 の筆語みなくとりゆき申候、(此事については
 基熙公記正徳元年十一月四日條に「舞樂見物驚
 目、然而三代樂無之事如何之由向筑後守尋之處、
 筑後守答云、今度舞樂和國唐等也、三代樂日本皇
 統歷々之間、至今日雖相傳、於今日者爲内殿儀間
 不被奏三代樂、凡於朝廷禮樂等一々不失規旨相示
 之處、三使感入云々、三代樂之事、雖無傳來、右
 之通當座令返答、尤爲辨舌士者也」とあると相一
 致して居る) これらの子細追々可申上候、一つう
 れしく候事は其御地(京都)の事をも皆く皇京
 くとしるし候筆跡我等かたニこめをき候」とあ
 る杯何れも字句の間に白石の尊王の意志を窺ふべ

きである。前書に「公儀よりは一事の仰出しもなく、たゞ某が一臂を揮ひ候までにて外國を引動かし」云々とあるは芳洲の書に朝鮮の來翰の大君の字を

日本國王に改むべき交渉を宗氏に命ずるに當つて「新井勘ヶ由殿を以御内々より杉村三郎左衛門殿へ被仰渡候」云々とあるに合つて居る。宗家では大切な尊號の事を公命を以て申越さるゝは格別、内證より申達する事について疑義を生じたところがあるが、それは白石の最も得意とするところであつた。

白石が日本國王の號に復した事を武家の爲めのみでなく、天朝の爲めにもわるからう筈はないとの言は到底他の反對論者を首肯せしむるに至つたと思はれない。併し乍ら白石が此問題について接觸を保らつゝあつた近衛基熙の如きは、彼れに敬服した一人であつた。基熙に對しては多くの場合家宣自身若しくは間部詮房を以て其意見を徴したが、白石も亦みづから老公に謁して教を仰いだ事

實がある。正徳元年八月二十一日基熙は白石の訪問を受けて朝鮮來聘に關する談話を交した後其印象を日記に書留めて居る。

己刻新井勘解由來及午半刻、言談悉皆朝鮮來聘事也、彼士博學多才、大樹自御幼少奉公者也、當時廣學無比肩者云々、今日言談間、爲儒士非無圭角、可惜々々、彼れは又十一月二十三日朝鮮禮聘に關する諸問題を解決して得意の絶頂にあつた白石を迎へて、

己刻新井筑後守來、今度朝鮮三使當着以來度度令筆談、或日本之事、彼國之事等、大概語之、其體言語誠如流水、和漢才非可比類、尤大切之士也、今度無此者蕃客定而可笑日本事、昨日爲御褒美加増拜領之由申之、尤可然々々、余五十年見才人、無似彼士、凡奉公之段令稱歎了、及未刻對談忘却他事了、只退出後、聊令勞煩、老人無是非者也、

といつて居る。白石の精力絶倫は他を壓倒するの概に富んで居たことが此記事についても想像されやう。當時白石の改革が日本の光明たることは基

熙の日記中隨所に讃辭を繰返して居るところであるが、就中十一月四日條に「今度被改舊例盡道理被馳走、彼國屈伏、頗以武威盛、日本光明、併及朝廷者、感悅之旨申入了」と見えたるが如きは、

彼れが武威ばかりか朝威をも皇張するに至つたことを讚美したものであつて、前に引いた白石の家熙に上つた書中の同一意味も、決して彼れの自畫自讃に止らなかつたといひ得る。而かも基熙の愛婿に與へた巧言美辭は何程かの割引を要すること勿論であつて、これを以て至公至平の見と認むるは餘りに淺薄である。白石が朝鮮禮聘問題について基熙父子の諒解を得るに力めつゝあつた事は、例へば稱號問題について勅裁を仰ぐが如き萬一の場合に遭遇したとして形勢を有利に導き得たではあらうが、それは強ち彼れに對する嚴正なる批判を純らすべきものでもない。彼玉座に倣つた將軍の座の鋪設の如きも、白石は家熙の同意を得たと

いふ丈で、勅許を奏請したとは見えぬから、双方共に不謹慎の非難を免れないであらう。故に白石の尊王心はこれを認め乍らも、善意の借上たる譏は到底免るべき由もなからう。

白石は決して尊王家でなかつた譯ではない。皇室式微の後を承けて皇族は佛門に入らせらるゝか若しくは攝家の養君とならせらるゝの外なかつた當時に於て、白石が皇子皇女御出家の先例を廢されて親王宣下皇女御降嫁の事を建議したことが新に閑院宮家を立てらるゝ動機となつたことも注意すべきである。さり乍ら要するに幕臣として將軍本位の尊王家であつたこと、松平定信等に異らぬ。定信は人も知る如く皇居の造營等には偉功があつたけれども、彼尊號一件については忌憚なく辛辣なる手を公家側に加へて居る。これ亦畢竟彼等の境遇環境の然らしめたものであつて、彼等と雖ども若し其地位を代へて廟堂に立たしめ乃至在野の人たらしめたならば、其着眼施設はおのづから大に別なるものがあつたであらう。